

◎ 医療法施行令第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における実績期間に令和二年二月以降の月を含む場合における医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の読替え

(傍線部分は読替部分、波線部分は今回の告示改正部分)

読 替 後

(救急医療に係る基準)

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院については、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行つた件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に、国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

読 替 前

(救急医療に係る基準)

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院については、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行つた件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に、国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

と。

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が、別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上であること。

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が、別表二の上欄に掲げる月数の区分

と。

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数（次条第三号イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一回計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

口 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国から災害派遣医療チームの派遣の要請があつた場合に、これを拒否したことがないこと。ただし、要請を拒否したことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が次のいづれかに該当すること。

イ へき地病院にあっては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行ふことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日以上であること。

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が次のいづれかに該当すること。

イ へき地病院にあっては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を除く。）が五十三日以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日以上であること。

て行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。)が五十二日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行なうことができなかつた日数(当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日)を控除した日数以上であること。

口 へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数(当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日)を控除した日数以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第一項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数(当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日)を控除した日数以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該業務を行なう病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行なうことができなかつた日数(当該日数が一月当たり九日を超

口 へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において

、診療日が二百九日以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該業務を行なう病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が百六日以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数(当該業務を行う病院から医

える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

（読み替えせず）

要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日以上であること。

（周産期医療に係る基準）

第四条 法第三十条の四第二項第五号ニに掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

- 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
イ 当該会計年度の前三会計年度における分娩べんの実施件数を三で除して得た数が五百以上であること。
ロ 当該会計年度の前三会計年度における救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数が十以上であること。
ハ 当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号 A 2 3 7 に掲げるハイリスク分娩べん管理加算及びこれに相当する加算の件数が三以上であること。

（小児医療に係る基準）

第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

（読み替えせず）

一・二 (略)
三 当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前二会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号A000に掲げる初診料の注6、注7及び注8に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数の割合が百分の二十以上であるこ